

福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）実施のための指導者養成事業
実施要綱

1. 目的

本事業では、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）に基づき、「福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）」基本研修・実地研修の講師及び指導者を養成することを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、福島県とする。

3. 対象者

福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）において基本研修及び実地研修の指導等を行う医師又は看護師、保健師、助産師（以下「看護師等」という。）であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 臨床等での実務経験（喀痰吸引の業務に関する従事機関を含む。）が3年以上であること。
- (2) 本研修終了後に、福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）において基本研修の講師もしくは実地研修の指導職員となることを承諾した者。
- (3) 本研修の実施について、所属する医療機関等の代表者等から推薦を受けられる者

4. 実施方法

下記の（1）又は（2）のいずれかの方法により事業を実施する。

- (1) 平成24年度「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業」において厚生労働省が作成した教材（以下「指導者用マニュアル及びDVD」という。）を活用し、医師又は看護師等に対して、指導者講習（以下「講習」という。）を実施する。
- (2) 医師又は看護師等に「指導者用マニュアル及びDVD」を配付し、医師又は看護師等は「指導者用マニュアル及びDVD」を用いた自己学習（以下「自己学習」という。）を実施する。なお、自己学習にあたっては、必要に応じて質問等をメール又はFAXで受け付け、回答する。

5. 「指導者用マニュアル及びDVD」の科目

- (1) 重度障害児・者の地域生活等
- (2) 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援
- (3) 緊急時の対応及び危険防止について
- (4) 喀痰吸引等に関する演習

6. 申込み方法

本事業の実施を希望する医師又は看護師等は、下記の書類を福島県に提出すること。

- (1) 福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）実施のための指導者養成事業申込者調書（別紙様式1）
- (2) 経歴書（別紙様式2）
- (3) 推薦書（別紙様式3）

7. 報告

講習又は学習を修了した者は、福島県に指導者養成事業報告書（別紙様式4）を提出するものとする。

報告書は、「指導者用マニュアル及びDVD」の送付から概ね3週間以内を目安に提出するものとし、特に、実地研修の指導者の場合には、実地研修開始前に提出すること。

8. 修了証明書の交付

上記7の報告に基づき、福島県は、講習又は学習を修了したと認める者に対して、「修了書」を発行し、「福島県喀痰吸引等研修（第三号研修）（特定の者対象）実施のための指導者養成事業修了者名簿」を備えるものとする。

9. その他

本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。